

広島市告示第515号
令和2年12月2日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スパーク光南店

(2) 所在地 広島市中区光南三丁目885番地4外

2 大規模小売店舗を設置する者

八木 武

愛知県刈谷市日高町二丁目318番地

八木 則子

愛知県刈谷市日高町二丁目318番地

八木 保

愛知県刈谷市寿町三丁目403番地刈谷寿町パークホームズ401号

八木 康

愛知県刈谷市高倉町三丁目903番地2

中田 香

愛知県刈谷市半城土西町二丁目16番地9

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和2年11月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年12月2日から令和3年4月2日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和3年4月2日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住 所	
氏名 (名称)	代表者		
株式会社スパーク	代表取締役社長 長崎 清忠	広島市西区商工センター二丁目17番37号	
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社スパーク	代表取締役社長 長崎 清忠	広島市西区商工センター二丁目17番37号	
株式会社大創産業	代表取締役社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	平成30年3月1日 代表者変更